

議案第 61 号

安曇野市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 安曇野市公園条例（平成 17 年安曇野市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「

名称	位置
明科駅前公園	安曇野市明科中川手 3704 番地 2

」を

「

名称	位置
明科駅前公園	安曇野市明科中川手 3704 番地 2、同 3704 番地 6、同 3749 番地 2、同 3994 番地 2、同 3994 番地 5 及び同 4008 番地 7

」に改める。

第 2 条 安曇野市公園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「

名称	位置
明科駅前公園	安曇野市明科中川手 3704 番地 2、同 3704 番地 6、同 3749 番地 2、同 3994 番地 2、同 3994 番地 5 及び同 4008 番地 7

」を

「

名称	位置
明科駅前公園	安曇野市明科中川手 3704 番地 2、同 3704 番地 6、同 3749 番地 2、同 3994 番地 2 及び同 4008 番地 7

」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘